

① 定款・会則の改正について

(1) 一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会定款の改正について（定時社員総会の議案として提案）

【現行】第10条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第23条 （省略）

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

【改正案】第10条 社員総会は、定時社員総会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第23条 （省略）

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(2) 一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会会則の改正について（令和8年2月21日施行予定）

【現行】第7条 本会に下記の会議を設ける

① 定時社員総会・臨時社員総会

定時社員総会は、法人上の社員をもって、毎年5月に開催する。臨時社員総会は会長が必要と認めたとき及び法人上の社員の過半数が議題案件などを示して要請したとき、随時に開催する。（以下、省略）

②～④ （省略）

2 （省略）

3 園遊会

会員相互の親睦を図るため、その年 35歳に達する卒業生が実行委員となり、毎年5月に母校において開催する。（以下、省略）

第13条 本会の運営の円滑化のため、本会則に定めるもののほか運営委員会の議決を経て、施行に関する規定などを定める。

【改正案】第7条 本会に下記の会議を設ける

① 定時社員総会・臨時社員総会

定時社員総会は、法人上の社員をもって、毎年4月に開催する。臨時社員総会は会長が必要と認めたとき及び法人上の社員の過半数が議題案件などを示して要請したとき、随時に開催する。（以下、省略）

②～④ （省略）

2 （省略）

3 園遊会

会員相互の親睦を図るため、その年 38歳に達する卒業生が実行委員となり、毎年5月に開催する。（以下、省略）

第13条 この会則の改廃は、常任委員会にて行う。

2 本会の運営の円滑化のため、本会則に定めるもののほか常任委員会の議決を経て、施行に関する規程などを定める。

【その他】 役員の職務・選出等に関する記載の見直し、全体に渡って体裁の整理 etc

② 規程・細則の制定について

旧延岡高等学校同窓会の規程等を廃止のうえ法人設立日である平成27年4月1日から施行するものとして新たに制定

- (1) 一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会旅費規程の制定について
【主な見直し点】 日当を宿泊の有無で区分、宿泊費を地域固定から実費に変更、
規程の改廃を理事会（現在の運営委員会）から常任委員会に変更 etc
- (2) 一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会慶弔規程の制定について
【主な見直し点】 慶弔に係る給付基準の見直し、
規程の改廃を理事会（現在の運営委員会）から常任委員会に変更 etc
- (3) 一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会延陵会館使用規程の制定について
【主な見直し点】 目的及び会館の運営に係る条文を追加、使用上の細則を別途定めることの記載、
規程の改廃を常任委員会で行うことを記載 etc
- (4) 一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会延陵会館使用細則の制定について
【主な見直し点】 旧使用規程の付則で定めていたものを細則として整理、
細則の改廃を常任委員会で行うことを記載 etc
- (5) 一般社団法人宮崎県立延岡高等学校同窓会事務就業規則の制定について
【主な見直し点】 事務員の決定に関する記載を追加、勤務時間は平日の10時から16時の中で
会長が決定、時間給単価は宮崎県最低賃金を元に会長が決定、
規則の改廃を常任委員会で行うことを記載 etc

③ 株の売却について

④ 甲子園出場実績の広報について